

姫路市男女共同参画推進条例骨子(案)に関する 市民意見(パブリック・コメント)の募集結果について

1 パブリック・コメントの概要

- (1) 案 件 名 : 姫路市男女共同参画推進条例骨子(案)
- (2) 意見募集期間 : 平成27年7月1日(水)～平成27年7月31日(金)
- (3) 意見提出件数 : 14通 64件
- (4) 修正箇所 : 6箇所

2 意見の結果公表にあたって

姫路市男女共同参画推進条例骨子(案)に関する市民意見を募集しましたところ、多くの方々から貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

結果公表に当たりまして、提出されたご意見の内容を以下のとおり分類し、整理しています。

項 目		件 数
(1) 条例制定の趣旨		3
(2) 条例の骨子	ア 前文	4
	イ 目的、定義、基本理念及び責務等	35
	ウ 市が実施する基本的施策	11
	エ 男女共同参画審議会の設置	3
(3) その他		8
合 計		64

3 意見の概要と意見に対する市の考え方

(1) 条例制定の趣旨（3件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
1	10行目 -12行目	「市民意識の中には、…、多くの課題が存在している」とあるが、より具体的に姫路市の課題をあげるべきではないか。市役所の女性管理職比率が低いこと、社会通念や慣習の実践者である自治会等の意思決定に女性が参画しにくいこと(女性自治会長の比率が他都市に比べて低い)など、条例制定の根底にある克服すべき問題が表現されていない。その結果、とても抽象的で法律と県条例の後追いだけの条例となっていて、制定の意義が市民に伝わってこない。	1	ご意見を踏まえ、条例制定後は、市民等へ条例制定の趣旨を説明し、広く啓発するとともに、基本理念に基づき、男女共同参画のより一層の推進に努めてまいりますので、今後ともご協力をお願いします。
2	—	「日本国憲法」をぜひ入れてほしい。	1	ご意見を踏まえ、前文に記述するようにします。
3	—	日本国憲法を入れてほしい。	1	ご意見を踏まえ、前文に記述するようにします。

(2) 条例の骨子

ア 前文（4件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
4	前文	個人の尊重、法の下での平等、とくに男女平等は憲法によって保障されていることを明記されたい。	1	ご意見を踏まえ、前文に記述するようにします。
5		「前文」に日本国憲法の男女平等の理念が掲げられているにもかかわらず、その実現が遅れている。平成11年6月の、国の「男女共同参画社会基本法」の施行を受け、地方自治体がその実現に取り組むとの位置づけを明確にした方がよい。	1	
6	前文ア	「国の動向を踏まえ」とあるが、憲法第3章、特に第14条に明記されている多くのことが「(課題が)残されている」のではなく解決されていないのではないのか。	1	
7	前文ウ	「すべての者が協働して」は「市と市民が協働して」という文言の方が良いと思う。	1	男女共同参画の推進に取り組むのは、「市と市民」だけでなく、事業者等を含めた「すべての者」であると考えており、骨子案のままとします。

イ 目的、定義、基本理念及び定義等について（35件）

① 「定義」について（6件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
8	定義	セクシュアル・ハラスメント、ワークライフ・バランス、ドメスティック・バイオレンス等の外来語を全く使用せず定義にもあげていない。そのことによって却ってそれらの内容を規定する条文が分かりにくくなっている。定義にこれらをあげ、該当条文の日本語の後に()書きでこれらの外来語を挿入した方が分かりやすい。セクシュアル・ハラスメントは平成14年の県条例でも定義されている。この10年間で上記外来語の認知度は進んでいると考えられ、あえて外来語を使わない積極的理由があるのか。	1	後の条文中に用いられない語句について定義規定を設けることや、括弧書きで語句を言い換えることは条例の形式上適当ではないことから、骨子案のままとします。しかしながら、ご意見を踏まえ、「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」という語句については、「性別による権利侵害の禁止」を規定する箇所の表現に用いるよう、修正することとします。(No.40・41参照)

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
9	⑤市民団体	「自治会、老人会、婦人会も含む」という文言を入れてほしい。	1	ご意見を踏まえ、条例制定後に作成する解説に記述するようにします。
10		説明が明確でないように思う。自治会・老人会などわかりやすく説明してほしい。	1	
11		市民団体の定義において「例えば自治会等」という例示をあげた方が分かりやすい。姫路市においては市民団体の中で、市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体の存在や役割が大きな特色である。現在の定義では、その主要な団体である自治会や老人会が市民団体に入るのかどうか一見明らかに判りにくい。	1	
12		用語について説明する項目がありませんが、後にあらためて記載する予定はあるのか。例えば、市民団体とはどのような団体を意味しているのか、具体的に書いてほしい。誤解をうまないように。	1	
13	⑦教育関係者	「教育に携わる者」は「教育及び保育に携わる者」と「保育」を加えてほしい。	1	ご意見を踏まえ、修正します。

②「基本理念」について（13件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
14	基本理念①	「多様な性」という語彙の使用について、ジェンダーに囚われたがために生じたあの性同一性障害を含む傾向があるため、男女共同参画推進条例の中に組み込むことはそれに大矛盾しているだけでなく、ジェンダーに囚われない、性別に囚われない個々の能力を尊重しあった社会づくり…すなわち男女共同参画推進を妨げることになると懸念する。よってこの曖昧な意味あいを含む「多様な性」という語彙を排除した上で、「男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が性別に囚われない個々の能力を発揮する機会が確保されるために通念上の男らしさ・女らしさに囚われない性のあり方とその人権を尊重すること」というようにすべきではないか。(もし、カタカナの「ジェンダー」という語彙を使用できるなら「通念上の男らしさ・女らしさ」という部分に「ジェンダー」を入れてもよいかもしれない。)男女特性論およびジェンダーに囚われたがために生じてしまったあの性同一性障害という問題とその精神医療サービスは国が認可したので、人権の見地から社会の慣習に囚われたがために申請してしまったその当人は擁護すべきである。しかし、男女共同参画推進に際しては矛盾しているし、むしろ逆行しているといえるので、男女共同参画を推進するための記述の中に性同一性障害を含んでしまう“多様な性”という語彙は使用しないよう厳重に配慮すべきである。	1	性には男女だけでなく、「多様な性」があり、それを含めた「あらゆる人」の人権が尊重され、配慮されなければならないと考えています。このため、「多様な性」に関する表現は骨子案のままとなりますが、その他は、ご意見を踏まえ、修正します。

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方	
15	基本理念①	男女という言葉が何回も使用されているが、「男女」ではなく、「すべての人」という言葉の方が適しているのではないか。	1	条例は男女共同参画社会基本法を踏まえ制定するものですが、同法同様、女性のみを対象とするものではなく、また、男性のみ、女性のみを対象とした規定を置くこととしておらず、男女両方を対象に男女共同参画の推進について規定していることから、敢えて「男女の」と修飾をしているものです。	
16		「男女の」を「すべての人が」に修正してほしい。	1		
17		「配慮されること」を「配慮する」に修正されたい。	1		
18		「人権が尊重され、配慮させること」を「人権が尊重されなければならない」に修正してほしい。	1		
19		文末の「配慮されること」という文言は、法律文言には合わない。「～されること・すること」というような断定表現にされたい。	1		
20	「配慮されること」「配慮すること」となっているが、条例に配慮は似合わないと思う。消極的解決みたいである。また、「～すること」と表示する方がよい。	1	市だけでなく、国を含めた社会全体の取組みが求められる事項については「配慮」という表現を用いています。		
19	基本理念②	再掲		文末の「配慮されること」という文言は、法律文言には合わない。「～されること・すること」というような断定表現にされたい。	-
20	再掲	「配慮されること」「配慮すること」となっているが、条例に配慮は似合わないと思う。消極的解決みたいである。また、「～すること」と表示する方がよい。		-	
21	基本理念③	「意志」を「意思」に修正されたい。		1	ご意見を踏まえ、修正します。
22		「意志」は「意思」ではないのか。		1	
23	基本理念⑤	「配慮する」を「留意する」に修正されたい。	1	「留意する」だけでなく、「配慮する」ことが必要であると考えており、骨子案のままとします。 なお、男女共同参画社会基本法の規定でも「配慮する」という表現が用いられています(第4条・第15条)。	
24		「配慮すること」を「配慮する」に修正されたい。	1		本文に「男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない」という表現を加えることとし、条例の形式上、骨子案のままとします。
25	20再掲	「その動向に配慮する」を「行われる」に修正されたい。	1	市だけでなく、国を含めた社会全体の取組みが求められる事項については「配慮」という表現を用いています。とりわけ、国際社会における男女共同参画に関する取組みは、市や市民等が主導的に行えるものではなく、条例においては、国の取組みを勘案し、その動向に配慮することにとどまると考えており、骨子案のままとします。	
20		再掲	「配慮されること」「配慮すること」となっているが、条例に配慮は似合わないと思う。消極的解決みたいである。また、「～すること」と表示する方がよい。		-

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
26	基本理念⑥	文章の表現がおかしい。「すべての人が性と生殖についての理解を深めるとともに、性と生殖に関する健康とそれを楽しむ権利が生涯にわたり保障されること」としてほしい。	1	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)については、保障されるだけでなく、意思の尊重、健康の保持・増進、更には、妊娠・出産による差別のないことが重要と考えています。このため、骨子案のままとします。
22 再掲		「意志」は「意思」ではないのか。	-	ご意見を踏まえ、修正します。

③ 「市、市民及び事業及びその他の者の責務」について（13件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
27	①市の責務	全体的に文章が「～こと」で終わっているが、努めるとか努力とかでなく、しっかりと責任のあり方をあいまいにせず、プランからもっと市の責務についてその姿勢を示してほしい。	1	市民等よりも市の果たすべき責務は重大と認識していますので、条例上、市には、「責務」に加え、実施すべき「基本的施策」に関する規定を別途設け、これを「総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与する」としています。
28		「目的」のところで、「市と市民、事業者の責務」とあるが、男女間の賃金格差や少子高齢化による人口減少など、個人レベルでの解決は困難であり、行政を中心に政治的解決も図ることが望ましい。従って、市の責務は「指導的役割」として重いことを位置づけてほしい。	1	
29		市は、事業者や地域自治会等のモデルとなるよう、とりくみを応援し、事業者、自治会等の優れたとりくみを顕彰し、公表することを位置づけてほしい。	1	事業者等の優れた取組みの顕彰又は公表については、具体的施策に該当することから、「市の責務」に規定するのではなく、必要に応じ、姫路市男女共同参画プランの中に位置付け、実施していくこととなります。
30		職員の男女共同参画への意識啓発は、個人的努力ではなく、研修の課題として位置づけてほしい。	1	職員に対する意識啓発の重要性は認識しており、姫路市男女共同参画プランの中に具体的施策として、「職員研修による啓発の推進」や「職員の意識づくりの推進」を掲げています。条例制定後も「職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう努め」、これらの施策を継続してまいります。
31		「配慮すること」を「配慮する」に修正されたい。	1	ご意見を踏まえ、修正します。
32		市の事業者としての側面にも言及し、「市は率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるように努めなければならない。」という趣旨の規定が必要である。基本的施策の中にも事業者としての市の施策は入っていない。率先行動計画を条例上の責務とするべきである。市役所は、姫路市の中でも大企業であり、また、県内自治体の中でも女性の活用が進んでいない現状を直視した規定を盛り込むべきである。	1	ご意見を踏まえ、修正します。 なお、市も事業者の一つとして、当然に「事業者の責務」に関する規定が適用されることとなります。事業者の模範となることが求められていることは認識していますが、職員率先行動計画の策定については、具体的施策に該当することから、「市の責務」に規定するのではなく、必要に応じ、姫路市男女共同参画プランの中に位置付け、実施していくこととなります。

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
33	③事業者の責	パワハラ・セクハラ・マタハラの防止に関する記述がないのはなぜか。	1	ハラスメントについては、「性別による権利侵害の禁止」の中で、事業者だけでなく、すべての者に対する禁止事項の一つとすることとしています。セクシュアル・ハラスメントについては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)に規定があるものの、禁止事項やその違反に対する罰則規定は設けられていないことから、条例上、規定を設けることは考えていません。
34		セクシュアル・ハラスメント防止のための措置義務を明記するべきである。オ①「性別による権利侵害行為の禁止」だけでは事業者の防止義務は導けない。職場のセクハラは、個人を傷つけるだけでなく、そのキャリアを中断、剥奪する結果になるものが多い現状を踏まえて、雇用均等法と重複するとしても条例で重ねて規定する意味はある。	1	
35		セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、ほかのハラスメントの禁止と罰則を明記されたい。	1	
36		事業者の責務として男女共同参画推進状況報告書を義務付けてほしい。	1	
37		市と契約を希望し業者登録をする事業者に対しては、男女共同参画の推進状況の届け出義務を課すべきである。職場は、男女平等は他の分野よりも進んでいないと認識している人が多い分野である。後発組として条例を制定するなら、事業者のより具体的な協力を引き出せるような規定を置くのが望ましい。他都市の規定にもあるように、事業者の男女比や管理職比率などを報告する届け出(簡単な質問形式の一枚ものの提出)を義務付け、意識啓発をすることを求める。	1	
38	⑤教育関係者の責務	「ワークライフ・バランス」という言葉を使った方が良い。	1	ご意見を踏まえ、条例制定後に作成する解説に記述するようにします。
39		「教育関係者」は学校教育関係者のみと捉えてしまうので、保護者や地域も含めた意味で「学校教育・地域教育・家庭教育」とするとよいのではないか。	1	「教育関係者」は用語として「市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者」と定義することとしており、骨子案のままとします。

④「男女共同参画を阻害する行為の禁止」について (3件)

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
40	①性別による権利侵害の禁止	文章がわかりにくい。「セクシュアル・ハラスメント」や「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を使ってほしい。	1	「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」という語句については、法律上明確な定義がなく、曖昧かつ広範な意味を有し、人によって異なった意味に受け取られるおそれがあることから、敢えて用いていなかったものです。しかしながら、ご意見を踏まえ、これらの語句に明確な定義を付し、禁止しようとする行為を限定した上で用いるよう、修正することとします。
41		オ①「性別による権利侵害行為の禁止」の文言はわかりにくいので「セクハラ・DV・パワハラ・マタハラ」などはすでに一般化しているので、皆に分かりやすい言葉を使用してほしい。	1	
42		「被害者支援の規定」も必要だと思う。	1	

ウ 市が実施する基本的施策（11件）

① 全体（3件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
43	—	あまりにシンプルな規定となっている。雇用の場での取り組み、教育の場での取り組み、防災と災害対応・復興などの取り組みなど、各論的規定であっても特出しの規定があってもよいのではないかと。少子高齢社会、低成長経済に対応するためには女性の働きやすさは不可欠な施策であるし、男女共同参画社会の形成は教育に注力するのが一番効果的である。また最近の災害増加状況から、防災・災害対応・復興過程の男女共同参画は市民の関心が非常に高い分野である。体系の整合性よりも市民に対するアピール力ある条例とするために、いずれかの条項を追加していただきたい。	1	男女共同参画の推進が特に必要とされる分野は時代の変遷によっても変化していくことから、条例では個別具体の分野を特出しするような規定は設けず、概括的に「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たって」の規定とすることとしており、この中には、防災・減災等の分野も広く含まれるものと考えているため、骨子案のままとします。なお、各分野における具体的な施策については、必要に応じ、姫路市男女共同参画プランの中に位置付けていくこととなります。
44	—	防災について検討して頂きたい。	1	
45	—	家庭・学校・職場・地域において、積極的に活用されるためにも、姫路市民ひとりひとりが男女共同参画感覚を磨き、意識を高められるような具体策をお示し願いたい。	1	

② 「施策の策定に当たっての配慮」について（3件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
46	—	「男女共同参画の推進」を「男女共同参画の形成」に修正されたい。	1	条例の「目的」を「男女共同参画の推進に関し、(中略)市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与すること」としており、そのために市が実施する基本的施策は全て男女共同参画社会の形成につながるものです。このため、条例全体を通して、「男女共同参画の推進」という表現を用いることとします。
47	—	「男女共同参画の推進に配慮」するのではなく男女共同参画社会を「形成」してほしい。	1	
48	—	「影響を及ぼすと認められる」を「寄与する」に修正されたい。	1	男女共同参画社会基本法の「施策の策定等に当たっての配慮」(第15条)を踏まえた表現としており、骨子案のままとします。

③ 「附属機関等における構成員の男女の均衡」について（3件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
49	—	男女共同参画審議会だけでなく、他の附属機関の構成員の男女のそれぞれの委員の数が総数の10分の4以上になるように努めるという規定は、全ての附属機関が対象であること、具体的数値目標が入ったこと、それが4割である点で素晴らしい。そのためには、女性の人材育成の具体的プランを次回のプラン改訂時に策定していただきたい。	1	条例制定後は、基本理念に基づき、男女共同参画のより一層の推進に努めてまいりますので、今後ともご協力をお願いします。
50	—	「10分の4以上」となるよう期待している。	1	

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
51	—	市の政策・方針決定の場に女性の参画を保障し、あらゆる審議会において女性の比率が3割を超えること、とりわけ男女共同参画審議会においては4割を超えるよう努力することを位置づけてほしい。	1	条例は男女共同参画社会基本法を踏まえ制定するものですが、同法同様、女性のみを対象とするものではなく、また、男性のみ、女性のみを対象とした規定を置くこととせず、男女両方を対象に男女共同参画の推進について規定していることから、骨子案のままとします。

④「市民等に対する支援」について（1件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
52	—	支援を行うよう「努める」のではなく、しっかり支援を行ってほしい。「行う」に修正されたい。	1	男女共同参画社会基本法の「地方公共団体及び民間の団体に対する支援」（第20条）を踏まえた表現としており、骨子案のままとします。

④「苦情等の申出への対応」について（1件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
53	—	「適切に処理するよう努めること」を「適切に処理すること」のように簡潔に表現してほしい。	1	苦情や相談の内容によっては、市が直接的又は間接的に処理できない、又は処理することが適当ではないものがあることも想定されることから、努力規定としていたものです。しかしながら、市の実施する施策等に対する苦情の申出へは、積極的かつ主体的な対応が必要と考え、ご意見を踏まえ、修正することとします。

エ 姫路市男女共同参画審議会の設置（3件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
54	—	調査審議する機関は設けるのか。また、その機関には、どこまで調査権限があるのかを明記する必要がある。	1	審議会は市長（執行機関）の附属機関として設置するものであり、附属機関とは「執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関」とされています。このため、調査審議の対象は「市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項」に限定することとしています。
55	—	この規定上、「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について市長へ意見を述べるため、」に審議会は、調査権を行使できるのか不明である。市長の諮問したことだけでなく、審議会が必要と求めることについて調査権が保障されていることが明らかな規定にしてほしい。	1	
56	—	姫路市男女共同参画審議会の位置づけを正確に表記する必要があるのではないか。	1	

(3) その他（8件）

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
57	—	男女共同参画推進条例ができて良かった。過去の方も願っていたのではないか。	1	条例制定後は、基本理念に基づき、男女共同参画のより一層の推進に努めてまいりますので、今後ともご協力をお願いします。
58	—	条例(案)ができることはとてもいいことだと思う。	1	
59	—	すばらしい条例(案)ができたこと、とてもうれしく思う。おおむね賛成だ。	1	
60	—	女性が働きながら子育てをする困難を実感してきたものとして、条例づくりが推進されることを大歓迎するとともに、現状を改善し、前進させる内容になってほしい。	1	
61	—	全体的によく配慮されていると思う。	1	

No.	項目	意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
62	—	全体として、やや消極的な及び腰的な表記に感じられた。	1	条例は男女共同参画社会基本法を踏まえ制定するものであることから、同法の表現を用いている、又は同法の表現を踏まえた表現としているところが多数あります。条例制定後は、基本理念に基づき、男女共同参画のより一層の推進に努めてまいりますので、今後ともご協力をお願いします。
63		「条例の解説書」を作ってください。また、「教育現場で使用できる子供対象の解説パンフレット」も作ってほしい。	1	ご意見を踏まえ、条例制定後に解説を作成するほか、若者向け啓発パンフレットにも記載するようにします。
64		「憲法第14条」で認められている「性別」で差別されない、とあるにもかかわらず「男女」を多用されているのはどうか。	1	条例は男女共同参画社会基本法を踏まえ制定するものですが、同法同様、女性のみを対象とするものではなく、また、男性のみ、女性のみを対象とした規定を置くこととせず、男女両方を対象に男女共同参画の推進について規定していることから、敢えて「男女の」と修飾をしているものです。

4 修正した箇所

6箇所

No.	意見No.	修正前	修正後
1	13	・あらゆる分野において行われる教育に携わる者	・あらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者
2	14	・男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること	・男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること
3	21,22	・様々な分野における意志の形成及び決定に	・様々な分野における意思の形成及び決定に
4	21,22	・あらゆる人の性と生殖に関する意志	・あらゆる人の性と生殖に関する意思
5	31	・男女共同参画の推進に配慮すること	・男女共同参画の推進に配慮しなければならない
6	32	職員一人ひとりの男女共同参画に関する認識を高めるよう	市は、事業者の模範となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう
7	8,40,41	・性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為	・セクシュアル・ハラスメント(継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して行われる性的な言動又は当該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。)
8	53	・市民等から苦情の申出があった場合には、適切に処理するよう努める	市民等から苦情の申出があった場合には、適切に対応する

4 市民意見提出手続の実施結果に基づく修正箇所(新旧対照表)

意見No.	旧(条例骨子案)	新(条例案)	頁
13	・あらゆる分野において行われる教育に携わる者	・あらゆる分野において行われる教育及び <u>保育</u> に携わる者	3
14	・男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること	・男女が <u>性別にかかわらず</u> 個人として能力を発揮する機会が確保されること	3
21,22	・様々な分野における意志の形成及び決定に	・様々な分野における意思の形成及び決定に	3
31	・男女共同参画の推進に配慮すること	・男女共同参画の推進に <u>配慮しなければならない</u>	3
32	職員一人ひとりの男女共同参画に関する認識を高めるよう	市は、 <u>事業者の模範となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう</u>	4
8,40,41	・ <u>性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為</u>	・ <u>セクシュアル・ハラスメント(継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して行われる性的な言動又は当該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。)</u>	1,5
53	・市民等から苦情の申出があった場合には、 <u>適切に処理するよう努める</u>	市民等から苦情の申出があった場合には、 <u>適切に対応する</u>	6